



兵労発基 0731 第 3 号
令和 7 年 7 月 31 日

公益社団法人 兵庫県バス協会
会長 殿

兵 庫 労 働 局 長

令和 7 年度秋の交通労働災害防止運動の実施について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「令和 7 年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしています。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。